## 処分基準(公表用)

様式第4号

所管部(局)・課 農林水産部 林業課

法令名   林業労働力の確保の促進に関する法律   法令番号   平成8年法律第45号   手続名   林業労働力確保支援センターに対する監督命令   根拠条項   第23条   株業労働力の確保の促進に関する法律(以下「法」という。)第4章の規定を施行するために必要な限度において、林業労働力援センターに対し、法第12条各号に掲げる業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。   切応   1 聴聞の実施   単準   単準   単準   単準   単準   単準   単純   単版   単版   単版   単版   単版   単版   単版						<u> </u>	<u> 折管部(局)・課 農材</u>	<u>「水産部</u>	<u> </u>
林業労働力の確保の促進に関する法律(以下「法」という。)第4章の規定を施行するために必要な限度において、林業労働力援センターに対し、法第12条各号に掲げる業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。  如分 基 準 対応 1 聴聞の実施 処理 林業課 交付 林業課 目次	法令名		林業労働力の確保	の促進に	関する法律	法令番号	平成8年法律第45号		
援センターに対し、法第12条各号に掲げる業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。  処 分 基 準  対応 1 聴聞の実施 処理	手続名 林業労働力確保支		援センタ	ーに対する監督命令	根拠条項	第23条			
分 基 準								って、林	業労働力確保支
基 準 対応 1 聴聞の実施 処理 <sub>林業領</sub> 交付 <sub>林業領</sub> 目次	処								
本   本   本   本   本   本   本   1	分								
対応 1 聴聞の実施 処理 <sub>林業課</sub> 交付 <sub>林業課</sub> 目次									
	準								
					林業課	 林業課		目次	